

## 令和6年12月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日(金) 午後3時00分～午後4時30分

2. 開催場所 三芳町役場 201会議室

3. 出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第61号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第62号 農地法第3条の規定による農地使用貸借権設定申請に対する審査の件

議案第63号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第64号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第65号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

議案第66号 地域計画のうち目標地図の素案の作成について

報告第47号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第48号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第49号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第50号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 事	三浦 涼太	主 事	石原 柊	主事補	清水 大輝

## 6. 会議の概要

職務代理      それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。  
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に4番清水高広委員、5番塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局      議案第60号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり  
議案第61号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり  
議案第62号、1、農地法第3条の規定による農地使用貸借権設定申請に対する審査の件、別紙のとおり  
議案第63号、1、農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり  
議案第64号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり  
議案第65号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり  
議案第66号、1、地域計画のうち目標地区の素案の作成について、別紙のとおり  
報告第47号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件（報告）、別紙のとおり  
報告第48号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件（報告）、別紙のとおり  
報告第49号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり  
報告第50号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件（報告）、別紙のとおり

令和6年12月20日提出  
三芳町農業委員会  
会長 長谷川 清行  
以上でございます。

会長      議案第60号番号1及び議案第61号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局      事務局より説明いたします。1ページをご覧ください。  
議案第60号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となり、地権者から農地中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付の件についてご審議いただきます。一方2ページ目の議案第61号では農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった促進計画(案)について三芳町長からの意見照会となりま

す。

議案第60号と議案第61号は所在が同一であるため一括で説明いたします。それでは、1ページ目に戻ります。番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。所在につきましては、3ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から562㎡、530㎡の計1,092㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして2ページをご覧ください。議案第61号番号1では

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間となります。なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。機械は、トラクター1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、人参、ほうれん草、小松菜となります。農作業従事日数については、申請者は300日で他に1人が満たしています。また、〇〇〇〇は、三芳町で8,188㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 12月16日に現地確認を行いました。現地は適正に管理された農地でした。借人に話を伺ったところ、小松菜、かぶ、大根、人参などを作付け予定とのことでした。問題無いと思われれます。慎重審議願います。

会長 議案第60号番号1、議案第61号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので議案第60号番号1は決定とし、議案第61号番号1は意見無しとします。

議案第62号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページをご覧ください。議案第62号番号1は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。番号1につきましては、権利が使用貸借権の設定となっております。なお継続の使用貸借権の設定です。所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となっております。所在につきましては、6ページから13ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となっております。

面積は上から2,150㎡、438㎡、2,080㎡、349㎡、1,813㎡、1,316㎡、920㎡、613㎡の計9,679㎡となっております。

貸人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

権利の始期と終期につきまして、令和7年1月1日から令和26年12月31日までの20年間となっております。貸人の経営面積は10,392.95㎡、借人の経営面積は10,392.95㎡となります。続いて許可要件について説明いたします。まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇は、トラクター1台、耕うん機3台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。労働力は、申請者を含め4名と記載されております。主たる経営作物は、ほうれん草となっております。また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりまずと申請者を含め4名が満たしております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 本日20日に現地確認及び聞き取りを行いました。現地は適正に管理されており、申請人についても、葉物を中心に一生懸命に農業をやられている方です。問題無いと思われませんが、慎重審議願います。

会長 議案第62号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、許可相当とします。

議案第63号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページをご覧ください。議案第63号は、農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件となっております。番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計7筆となっております。所在につきましては、15ページから16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目が畑、現況地目は畑となっております。

面積が上から372㎡、46㎡、91㎡、31㎡、121㎡、144㎡、113㎡の計918㎡、となっております。

申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)

〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)となっております。

申請事由は駐車場及び通路となります。詳しい土地の選定理由ですが、現在、農業用のフォークリフト及び軽トラック、パート従業員用の駐車場を借り入れています。返却しなければならず、駐車場の確保が喫緊の課題となっており、またビニールハウスの加湿用ボイラーに係る重油タンクまでの通路が整備されておらず、重油補給に支障が出ているため、農地転用申請に至ったとのこと。詳しい土地利用計画図・構造図につきましては、17ページから18ページをご覧ください。

い。  
続きまして、19ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。こちら立地基準につきまして、農地区分は第2種農地となります。第2種農地は必要性・代替性を満たさないと許可見込みとはなりません、申請書添付書類等で要件を満たしておりますので許可見込みがあると考えております。また、一般基準についてご説明いたします。資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 先日現地確認及び聞き取りを行いました。作業場の前が農道であり、雨天時などにフォークリフトなどが出入りできなくなってしまうため、通路が必要とおっしゃっていました。また、臨時雇用者の駐車場も不足しており、早急に転用を行いたいのことでした。また計画通りであれば周辺農地への影響も問題無いかと思われまますので、慎重審議願います。

会長 議案第63号番号1について何か意見ございませんか。

1番委員 農道ということですが、図面の細い箇所が農道となりますでしょうか。

事務局 公図上の北側の細い箇所は農道となります。南側の細い箇所は雑種地となりますので、農地ではありません。

1番委員 わかりました。

会長 他に何か意見ございますか。

異議なしの声がありましたので、許可相当とします。  
議案第63号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページをご覧ください。農地転用につきましては原則転用する前に申請書を提出し、許可を得てから転用行為を行うこととなっておりますが、本案件につきましては、事前に農地転用申請をすることなく転用行為を行っていた場所と通常の転用申請をする場所を併せて受け付けております。ご承知おきのことと存じますが、市街化調整区域、市街化区域を問わず、農地転用申請・届出なくして農地転用することは違反転用になりますので、日々の見回りなどで違反転用地であると思慮されるものがありましたら、農業委員会までご連絡ください。  
なお、違反転用の農地に関して、近年、農林水産省農村振興局より「違反転用への適切な対応について」の通知が出されており、その中に違反転用農地の追認

許可の適正化について記載があります。

本通知において追認許可の運用に当たってはおおむね以下のことに留意し、適切に判断するよう記載されています。

- 1、追認許可であっても農地転用の許可基準を満たすことが当然に必要であり、通常の農地転用許可の処理と同様に厳格に審査を行う必要があること。
- 2、違反転用に対しては原状回復に向け処分を行うことが原則であり、追認許可はあくまでもやむを得ない場合における例外的な処分であること。
- 3、農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合でも安易に追認許可で対応せず、是正の可能性について十分検討し判断すること。
- 4、やむを得ず追認許可を行う場合には違反転用の当事者に対し、再発防止を徹底するための指導を口頭や文書にて確実にすること。
- 5、再発防止を徹底させるため当事者より始末書又は顛末書の提出を求めること。

以上の内容を踏まえ、農地転用の許可権者である埼玉県と、今回の案件について協議をし、個別具体的な事情を勘案し、追認許可やむを得ずと判断しうる内容であり、申請者より今後このような事が無いようにする旨記載がある書類を提出されたため、申請を受け付けたものになります。

内容に戻ります。番号2につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、20ページから21ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が94㎡、となっております。

申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

申請事由は通路敷地となります。

詳しい土地の選定理由ですが、現在住んでいる自宅の建て替えを検討した際に、接道要件を満たしておらず、建て替えができないことが分かり、詳しく調べてみると、自宅へ続く町道89号線、幅員1.8mは接道要件を満たせる道路ではないことが分かりました。自宅を建て替えるには町道89号線を除き2mの幅で町道88号線に接続する必要があるということです。そこで、町道89号線と隣接している所有農地、幅2mを自宅の敷地として使用することで、前述の接道要件を満たし住宅の建て替えを行うことができるため、農地転用申請に至ったとのことです。しかし、町道89号線と隣接している所有農地、幅1.5mを父である〇〇〇〇〇が20年ほど前に農地転用の申請をせず、自ら舗装し使用しておりました。当該地に関して是正を行うと、町道89号線、幅1.8mの通路しかなく、緊急車両や自家用車等の通行に支障が生じるだけでなく、水道管や止水栓が埋設されており、日常生活にも支障が生じてしまう恐れがあるため、是正することが困難であります。また、幅1.5mでは、前述の建て替えに必要な幅2mに幅0.5m足りないため、本来の目的を達成するべく幅1.5mは追認にて、残りの幅0.5mについては通常の農地転用申請に至ったとのことです。

詳しい土地の現況図、計画図、現況写真につきましては、22ページから24ページをご覧ください。

続きまして、25ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。今回は水道管、下水道管の2管、そして北方向に〇〇〇〇、南方向に〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。続いて、一般基準についてご説明いたします。資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 本日20日に現地確認及び聞き取りを行いました。〇〇〇〇地区についてはこのような形態の土地が多く見受けられまして、是正を行うと日常生活に支障をきたしてしまう恐れがあるということが前提の場所となります。現地の畑部分に関しましては現在、ブロッコリー、ねぎなど冬の野菜を作っており、直売している状況でした。今回の転用による周辺農地への影響ですが、計画通りであれば問題無いと思われまますので、慎重審議願います。

会長 議案第63号番号2について何か意見ございませんか。

1番委員 20年間違反していて、現状を追認ということですが、むやみに追認が増える恐れがあるのではないのでしょうか。

事務局 事務局といたしましては、農林水産省農村振興局通知に基づき、衣食住等、生活に必須の要件等で経緯や理由を鑑みて、やむを得ないと判断する場合に認めるものでありますので、年数だけで判断するものではありません。また案件についてはそれぞれ案件毎に県と協議の上、最終的に判断をいたします。

1番委員 わかりました。今回の通路に関しては道路として採納するのか。

事務局 道路ではなく建築基準法上の接道要件を満たすための私有地となると認識しております。

1番委員 わかりました。

会長 他に何か意見ございますか。

異議なしの声がありましたので、許可相当とします。  
議案第64号番号1について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 26ページをご覧ください。議案第64号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。番号1につきましては、権利が賃借権の設定となっております。所在が〇〇〇〇の1筆となっております。所在につきましては、27ページから29ページの案内図、公図の写し、実測図をご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。  
面積が2060㎡のうち 1,106 ㎡となっております。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由が、駐車場となっております。詳しい土地の選定理由ですが、借人は段ボールの製造及び販売事業を行っており、機械設備の刷新により生産性が向上し受注量が増加したため、自社トラックの増車、従業員の新規採用を予定しておりますが、既存敷地のみでは狭く、駐車場用地の確保が急務となりましたので、自社敷地の隣接地である当該農地所有者に話をしたところ承諾を得られたため転用申請に至るとのことです。詳しい土地利用計画図につきましては、30ページから31ページをご覧ください。  
続きまして、32ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。こちら立地基準につきまして、農地区分は第1種農地となります。第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、既存の施設の拡張に該当しますので、許可相当であると判断しました。具体的には、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られておりますが、この条件は満たしていることを確認しております。また、一般基準についてご説明いたします。資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。事務局からは以上です。
- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 12番委員 12月16日に現地確認を行いました。申請地は人参畑で3分の1程度は収穫しているような状況でした。転用後の周辺農地への影響も計画上はブロックが設置されることから、雨水対策も問題無いと思われれます。慎重審議願います。
- 会長 議案第64号番号1について何か意見ございませんか。
- 5番委員 今回申請地は一部とのことですが、分筆は行う予定でしょうか。
- 事務局 行う予定となります。現在分筆登記申請も同時並行で手続き中と確認しております。
- 5番委員 わかりました。



会長 他に何か意見ございますか。

異議なしの声がありましたので、許可相当とします。  
議案第65号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして33ページをご覧ください。議案第65号番号1につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計11筆となっております。所在につきましては、34ページから39ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。  
面積は上から722㎡、891㎡、618㎡、1,054㎡、900㎡、556㎡、1,019㎡、1,048㎡、1,257㎡、954㎡、1,157㎡の合計10,176㎡となっております。  
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
となっております。なお、〇〇〇〇の持分は3分の1でしたので納税猶予がかかる部分は3分の1となります。納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和6年5月12日となっております。被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 相続人につきましては、普段より申請地において農作業を行っていることを頻繁に確認しており、現在は、かぶを作付けしている状況でした。また現在は兼業農家ですが、相続をきっかけに数年後には専業農家になる予定であると本人より確認いたしました。問題無いと思われませんが慎重審議願います。

会長 議案第65号番号1について何か意見ございませんか。

10番委員 相続人は農家台帳に登録されていますか。

事務局 相続人は、元々今回申請地の共有者でしたので登録されています。

10番委員 農業従事日数要件は満たしているか。

事務局 相続税納税猶予の適格者証明において、農地法第3条のような、従事日数要件は無いため、総合的に勘案し、農業経営が可能か否かを判断することになります。

10番委員 わかりました。

会長 他に何か意見ございますか。

異議なしの声がありましたので、適格者とします。  
議案第66号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 40ページをご覧ください議案第66号番号1につきましては、令和6年3月の農業委員会において、三芳町長より諮問を受けた「地域計画のうち目標地区の素案の作成」について、別紙のとおり「目標地区」を決定することに、意見を求めるものとなります。遡ること令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正により人・農地プランが地域計画と称され法定化されました。本計画は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的な利用を図るため、令和7年3月末までに「地域計画」を策定することが国から求められております。農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定では、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち地区の素案を作成し、市町村に提出を求めるものとする。」と定められており、これを受けて農業委員会は、町から地域計画の目標地区素案の提出を求められておりました。また、同法第2項では「第1項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地区の素案を作成するものとする。」とされており、6月に行いました協議の場での意向確認や、9月に行ったアンケート結果等に基づきまして素案の作成をいたしました。本日、お手元にお配りしました、各地区の地域計画の「区域内の農業を担う者一覧」をご覧ください。こちらが協議の場での意向確認や、9月に行ったアンケート結果等で農業を担う者として挙げられた経営体一覧となります。こちらの農業を担う者として挙げられた経営体が、目標地区に貼り付けられ、着色されております。  
上富一区地区では、62経営体の方が農業を担う者として挙がり、経営面積は70.60haとなります。  
上富中組地区は53経営体で、経営面積は74.69haとなります。  
上富下組地区は、74経営体で、経営面積は94.73haとなります。  
北永井地区は、96経営体で、経営面積は92.62haとなります。  
藤久保地区は、62経営体で、経営面積は43.89haとなります。  
竹間沢地区は、61経営体で、経営面積は34.53haとなります。  
つきましては、別紙のとおり、6地区についての目標地区素案を町へ提出するものです。なお、41 ページから 43 までについては、地域計画の参考様式となります。事務局からは以上です。

会長 議案第66号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局よりご報告いたします。44ページをご覧ください。

報告第47号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計9筆となっております。所在につきましては、45ページから54ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、面積は上から1,798㎡、2,035㎡、1,258㎡、1,680㎡、1,302㎡、596㎡、426㎡、206㎡、13㎡の計9,314㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望は無しで受理済みです。

再度44ページをご覧ください。番号2につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となっております。所在につきましては、55ページから56ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、面積は上から124㎡、128㎡、56㎡の計308㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)

〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望は無しで受理済みです。

続きまして57ページをご覧ください。報告第48号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。また今回の報告案件については、農業委員会にて現地確認をした際に当該農業用施設があり2a 未満の届出提出を指導して提出頂いた次第であります。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は2,826㎡のうち70.2㎡となっております。所在等につきましては、58ページから61ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図・立面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、冷蔵庫として受理済みです。

続きまして62ページをご覧ください。報告第49号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。番号1につきましては、権利は、所有権の移転で、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となって

おります。所在等につきましては、63ページから69ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、立面図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、当該地は市街化区域です。

面積は上から41㎡、148㎡の計189㎡となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)

〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、居住用住宅2棟として受理済みです。

続きまして70ページをご覧ください。報告第50号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。この案件は、令和6年9月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、71ページから72ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は2,037㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間となります。公告日は令和6年11月28日です。事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 2 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 清水 高広

署名委員 塩野 智恵